

研究ノート

アメリカ刑事判例研究(9)

小早川義則

Lockhart v. McCree, 476 U.S. 162, 102 S.Ct. 1758 (1986)

—— 陪審員選任手続きでの死刑反対者の排除と公正な陪審の裁判を受ける権利 ——

【事実の概要】 1978年2月14日朝、アーカンサス州甲地のみやげ物店兼給油所が強盗に襲われ経営者Aが射殺された。McCree (X) は同日午後、犯人の逃走車に関する目撃情報に類似した白いリンカーンコンチネンタルを運転していたところを警察官によって発見され逮捕された。Xは翌日夕方、警察官に対し、Aの店に事件当時いたことを認めたが、オーバ・コートを着た見知らぬ背の高い黒人の男が車に乗せて欲しいと言ったので乗せたところ車の後部からXのライフル銃を取り出し、それをを用いてAを殺害したと主張した。Xはまた、その見知らぬ

男はA殺害後近くの汚い道路までXの車に同乗し、そしてライフルを持ったまま立ち去ったと主張した。A殺害時にXの車を目撃し、車の中には1人しかいなかったという2人の目撃証人の話とXの話は矛盾しており、警察は間もなく汚い道路脇でライフル銃とAの店の銀行袋 (bank bag) を発見した。FBI捜査官は弾道検査に基づき、Aの致命傷となった弾丸はXのライフルから発射されたものであると証言した。

Xはアーカンサス州法の下で死刑重罪謀殺 (capital felony murder) で告発された。州法に従って、公判裁判官は陪審員選任の予備審問手続 (voir dire) で、Xの異議申立てにもかかわらず、いかなる状況下においても死刑判決に賛成できないと述べた陪審員候補者をすべて排除 (removed) したため、結局、8人の陪審員候補者がこの理由で排除 (excluded) された。陪審は死刑重罪謀殺罪でXを有罪としたが、州側の死刑の要求を退けXの量刑をパロールのない終身刑とした。Xの有罪判決は上訴審で維持され、有罪確定後の州段階での救済は否定された。

そこでXは、連邦上の人身保護令状による救済の申立てをし、とりわけ“死刑容認 (death qualification)” ないしいわゆる“ウィザースプーン判決型陪審排除 (Witherspoon excludable)” による陪審員候補者の理由付き排除は、地域社会を代表する横断面 (a representative cross section of the community) から選任された公平な陪審によって有罪・無罪を判断してもらう第6修正および第14修正の下での彼の権利を侵害していると主張した。両当事者の合意 (stipulation) によって、この主張は、同一の主張を含む他の係争中の人身保護令状請求事件と併合された。

地方裁判所は1981年7月、“死刑容認” 問題に関して審問を開き、2段階に分けて行われる死刑事件公判 (bifurcated capital case) の有罪段階の前に彼らを陪審員から排除する効果とともに、“ウィザースプーン型陪審排除” の立場と考え方 (the attitudes and beliefs) に関する数多くの社会科学研究を証拠として認めた。同裁判所は1983年8月、このような社会科学研究に基づいて“死刑容認” 手続は“死刑を容認しない

(non-death qualified) 陪審”よりも死刑犯罪の被告人を“より多く有罪とする傾向にある”陪審をもたらすことになる」と結論した。Grisby v. Mabry, 569 F.Supp., at 1323. 同裁判所は、それ故、“死刑容認”手続は第6修正および第14修正の公正な横断面および公平性の要求の両者に違反すると結論し、Xの人身保護令状の救済を認めた。

第8巡回区は、ウィザースプーン判決で排除できる陪審の理由付き排除は“有罪傾向のある”陪審をもたらすとの地方裁判所の結論には“十分な証拠による裏付け”があると認め、そのような理由付きの陪審排除は地域社会の公正な横断面から選任された陪審の判断を受けるXの憲法上の権利を侵害したことになるとの理由に基づいて、人身保護令状による救済許可を維持した。Grisby v. Marbry, 758 F.2d at 229. 第8巡回区は、Xの公平性の主張には言及せず“第8修正に合致する将来の死刑裁判に対する“公正な手続を構築 (construct) することを”州の裁量に委ねた。4人の裁判官が反対した。(Id. at 165-168.)

これに対し、合衆国最高裁は「われわれはほぼ18年前のウィザースプーン判決 (Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510) で触れていなかった問題 (the question left open)、すなわち「2段階で行われた死刑裁判の有罪段階の前に死刑への反対が極めて強力であるため裁判の量刑段階での陪審員としての義務の遂行を妨げるか実質的に損なわれることになるであろう陪審員候補者の理由付き排除を憲法は禁止しているか」に言及するとした上で、6対3で、憲法はそのことを禁止していないと判示した。(Id. at 165.) なお、法廷意見の執筆はレンキスト裁判官で、これにバーガ長官、ホワイ、パウエルおよびオコナ裁判官が同調し、ブラックマン裁判官は結論のみ同調している。

【法廷意見】 1 本件での法律問題に移る前に、“死刑容認”手続は“有罪に傾斜する (conviction prone)”陪審を産み出すとの下級審の結論の根拠となった証拠にはいくつかの重大な欠陥があると指摘せざるを得ない。McCree (X) は、自己の憲法上の主張の裏付けとしておよそ15本の社会科学研究を証拠として提出し

たが、この中で6研究だけが“ウィザースプーン型陪審排除”による有罪・無罪判断への潜在的効果 (potential effect) を予測するにすぎない。残りの9研究は専ら、死刑に関する一般的な立場や信念を取り扱っているにすぎない。それ故、有罪判決の合憲性に関連するとしても、それは精々ごく僅か (only marginally) である。Xの依拠する最後の15番目の研究は、予備審問時の死刑に対する陪審の立場についての陪審員候補者への質問の影響を取り扱ったものであり、これはXが当裁判所へのブリーフの中で取り上げた問題であるが、X側の弁護人は口頭弁論でこの問題だけでは憲法違反は生じないことを認めているのである。

本件での中心的問題、すなわち“ウィザースプーン型陪審排除”で排除された陪審の有罪・無罪判断への潜在的影響を取り扱っているとして提出された6本の研究の中にある3研究は、当裁判所がウィザースプーン判決を言い渡したときにも当裁判所に提出されている。当裁判所はその際、この調査研究を検討し、“申立人によって提出された原資料は余りにも仮定的かつ断片的 (too tentative and fragmentary) であって、死刑に反対しない陪審員は有罪の判断に際して検察側に賛成する傾向にあるということを確証するものではない。……現に利用可能な情報に照らし、本件のような方法で選任された陪審によって下された有罪判決をすべて破棄する絶対的な (per se) 憲法上のルールを明らかにする用意はない”と結論しているのである。このような研究は“余りにも仮定的かつ断片的”なため1968年の段階で憲法上の誤りを主張できないのであれば、そのまま変化がなく18年間経過したにすぎない同一の研究を用いてそのような主張をするのはなお不十分であることは言うまでもない。

“死刑容認”に関しXによって提出されたウィザースプーン判決後の3研究も、“絶対的な憲法ルール”に対する実質的裏付け (substantial support) を提供するものではない。“新しい”3本の研究はいずれも、死刑犯罪の被告人の運命にかかわる現実の事案に法を適用することにつ

き宣誓した現実の陪審員ではなく、ある地区から行き当たりばったりに選定された個人の反応に依拠したものであった。現実の陪審員の態度を予測する際のこのような研究の価値については重大な疑問がある。

最後に、そして最も重要なことは、Xによって提出された6本の“死刑容認”研究のうち1本だけがいわゆる無資格者 (nullifiers) ないし死刑に対する根深い反対のゆえに死刑犯罪の被告人の有罪・無罪を公平・公正に判断できない個人の存在を確認し明らかにしようとしているにすぎない。無資格者が有罪段階の陪審から排除されるのは相当であるとXは認めており、また認めなければならないが、このような無資格者の存在を考慮しない研究は、それ故、決定的に欠陥がある。

Xの提出した研究報告の重要な問題点を若干明らかにしたが、本判決の当面の目的として、このような研究成果は結論的にも有効かつ相当であると仮定するとしても、それにもかかわらず、われわれは、死刑事件において“死刑を容認する”陪審員の選任を憲法は禁止していないと判示する。(Id. at 168-173.)

2 第14修正を介しての編入により (via incorporation through the Fourteenth Amendment) 州に適用される第6修正の下で、地域社会を代表する横断面 (a representative cross section) から選任された陪審の裁判を受けるMcCree (X) の権利を“死刑容認”は侵害したと第8巡回区は判示した。しかし、公正な横断面の要求はそれほど広汎に適用できるまたは適用されるべきであるとわれわれは考えない。陪審員候補者への理由付き忌避ないし専断的忌避の申立てを無効としたり、あるいは地域社会全般の構成を反映するための小陪審を要求するために公正な横断面の原理を援用したことは1度もなかった。なお、公正な横断面の要求は陪審員名簿の文脈外で適用できることをわれわれがほのめかした (intimated) 唯一の事案である1978年のブルー5人制刑事陪審違憲判決 (Ballew v. Georgia, 435 U.S. 223) は、陪審の選任には全くかわりがなく、小陪審の規模にかかわるものであった。

公正な横断面の適用範囲の限定 (limited scope) は、真に地域社会“代表する”小陪審を各刑事被告人に提供するのは実際上不可能であることの直接的かつ必然的結果である。このことは、控訴審自身が本件での判断以前から長年にわたり認めてきた基本的な真実である。公正な横断面の要求を小陪審へ拡大することは実行不能でありかつ不合理 (unsound) であることをわれわれは確信し、そのような拡大の採用を求めるMcCree (X) の主張には応じられない。

しかし、たとえ公正な横断面の要求を小陪審に拡大することに応ずるとしても、“死刑容認”はそのような要求に違反するとの第8巡回区の結論をわれわれはなお退ける。“公正な横断面”の主張の本質は“地域社会における特定 (distinctive) グループの組織的排除”である。われわれの見解によると、本件での争点である“ウィザースプーン型陪審排除”のように、陪審員として彼らの義務の1つを遂行することが妨げられるまたは実質的に損なわれるような共通の態度によってのみ定義されるグループは、公正な横断面の趣旨からして“特定のグループ”ではない。

われわれは今まで“特定のグループ”の文言を正確に定義したことは1度もなかったし、本日そのようにするつもりはない。しかし“特定性 (distinctiveness)”という概念は公正な横断面を要求する目的に結びつけられなければならないということは明らかであると考ええる。1975年のテイラー判決 (Taylor v. Louisiana, 419 U.S. 522, at 530-531) においてわれわれは、これらの目的は、(1) “恣意的な権力の行使を防止し” “熱心すぎるあるいは間違った検察官に対する防護手段 (hedge)” として “共同社会の常識的判断” が働くことを確保し、(2) “刑事司法制度の公正さへの国民の信頼” を保持し、そして (3) “共に司法の運営に参加することが市民の責任の1局面である” というわれわれの信念を満たす (implementing) ことにあることを確認した。

われわれの従前の陪審による代表の事案 (jury-representativeness cases) は、第6修正の公

公正な横断面の構成に依拠したものであると第14修正の平等保護条項に依拠したものであるとを問わず、黒人（平等保護）や女性（公正な横断面）、そしてメキシコ系アメリカ人（平等保護）のようなグループにかかわりがあった。これらの大グループの陪審員候補者からの全面的排除は、前述の公平な横断面の要求のすべてに明らかに違反する。これらのグループは特定の事案における陪審員としての任務を果たすグループの各メンバーの能力とは全く関係のない理由で排除されたのであるから、その排除によって、陪審の構成が地域社会の常識の利益を刑事被告人に否定するそのような方法で恣意的に歪めて（*arbitrarily skew*）なされたという可能性をもたらすことになる。さらに、陪審員としての任務を遂行できないという根拠に基づいたものではなく、人種、ジェンダー、あるいは民族的（*ethnic*）背景のような不変の性格（*immutable characteristic*）を根拠とした大グループの個人の陪審任務からの排除は、まぎれもない“不公正の外見（*appearance of unfairness*）を生み出す。最後に、そのような排除によって、しばしば歴史的に不利な立場に置かれてきたこれらのメンバーから刑事事件において陪審員としての任務を果たす市民としての彼らの権利が不当に奪われることになる。

本件でかかわりのある“ウィザースプーン型陪審排除（*Witherspoon excludable*）”に該当するグループは、われわれが先に“特定（*distinctive*）”として認識したグループとは著しく異なる。“死刑容認”は、黒人、女性、あるいはメキシコ系アメリカ人の全面的排除とは異なり、死刑裁判の有罪および量刑の両段階での各事案の事実を法を適切かつ公正に適用できる1つの陪審を獲得する際に州側の正当な利益に役立つよう注意深く考えられている。それ故、訴追側が死刑事件の陪審の構成を恣意的に歪める（*skew*）手段として“死刑容認”は設けられた（*instituted*）という危険はほとんどない。

要するに、ウィザースプーン型陪審排除は、公正な横断面の要求の基本的目的のいずれをも侵害することなしに、陪審任務から排除されう

るのである。このような理由でわれわれは、ウィザースプーン型陪審排除は公正な横断面の趣旨の“特定のグループ”に該当しないと結論し“死刑容認”は公正な横断面の要求に違反しないと判示する。（*Id.* at 173-177.）

3 たとえわれわれが第8巡回区の公正な横断面の判示を退けるとしても、“死刑容認”は公正な裁判を受けるXの憲法上の権利を侵害したという地方裁判所によって採用された理由に基づいた下級審の判決を維持すべきであるとXは主張する。McCree（X）は、彼の公判で務めを果たした個々の陪審員は公平であったことを認めている。要するに、当裁判所が憲法違反と判示してきた陪審の偏見や不公平などのいずれの理由によっても彼の有罪判決は汚れていると主張するのではなく、「“ウィザースプーン型陪審排除”はなかったので陪審は彼の有罪に“傾いていた（*slanted*）”ことを理由に、彼の本件陪審は公平性を欠いていたと主張する」のである。

同意できない。Xの公平性の主張は、すべての陪審員はある程度あれこれの結論に傾いているのであるから個々の陪審員の種々の素地（*predispositions*）を“比較衡量すること（*balancing*）”によってのみ憲法上の公平な陪審は構成されるという理論に基づいている。それ故、州が特定の見解を有する陪審員候補者を排除することによって“天秤の片方を重くする（*tips the scales*）とき許し難い（*impermissibly*）不公平な陪審がもたらされる”というのである。われわれはこのような不公平な陪審という見解を一貫して排除してきた。

McCree（X）によってわれわれに採用が求められている陪審の不公平という見解は、非論理的かつ非実際的である。彼を有罪とした陪審は“死刑容認”の手續過程によって“傾斜していた（*slanted*）”のは明らかであるとXは主張する。しかしXは、憲法上の公平性の保障を何ら侵害することなしに、正確に同一の12人の個人が偶然（*luck of the draw*）によって彼の陪審になったことを認める。個人としての陪審員よりも陪審に焦点を合わせるべきであるとの彼の

立場を受け入れるとしても、一定の陪審が州の処理した (state-ordained) 過程から生み出されたとき憲法に反して不公平であるけれども、正確に同一の陪審が単なる偶然から生み出されたとき公平であるという主張の論理は理解し難い。さらに実際的なレベルに関して、憲法はある程度まじりあった個々人の見解を陪審に要求しているということが真実であるとしても、各陪審には適正な民主党員と共和党員、若者と老人、ホワイトカラーの経営者とブルーカラーの労働者、その他が含まれているかを確かめるために陪審を“比較衡量する”という果てしない仕事 (Sisyphean task) をすることが公判裁判官に要求されるのであろうか。McCreeの陪審の公平性の概念を採用すれば、忌避者に有利な陪審を確保しようとして州と被告人の両者によって通常利用されている専断的忌避の廃止が求められることになろう。(Id. at 178-179.)

McCreeは、しかしながら、当裁判所のウィザースプーン判決および1980年のアダムズ判決 (Adams v. Texas, 448 U.S. 38) は住民全体ではなく刑事被告人により有利な個人のグループを排除することによって州が陪審を傾斜 (slants) させるときに州は常に憲法に違反するという命題を支持すると主張する。McCreeはウィザースプーン判決およびアダムズ判決と本件事案との間にある2つの重要な相違を無視している、それ故、これら2つの判決の趣旨および範囲を誤解しているとわれわれは考える。

第1、当裁判所はウィザースプーン判決において、イリノイ州の制度は死刑を科すのをより容易にする目的で故意に歪められた (deliberately slanted) ものであると考えた。当裁判所は、“しかし、死刑を科すことに良心的ないし宗教的なためらいを表明した者をすべて、そして原理的にそれに反対した者をすべて陪審から排除したとき、州は中立の線を越えた。死刑を科すことのできる陪審を採求する際に州は、人を死によって処罰することを普通以上に進んで受け容れる (uncommonly willing) 陪審を提出した。もちろん、ある人が無罪であるか有罪であるかの判断を有罪判決のために組織された裁判所に

委ねることのできないことは確立している。本日われわれが判示するように、州は人の生死の判断を死刑の評決をするために組織された裁判所に委ねることはできないと判示するのはかかる原理と紙一重の差にすぎない”と述べた。当裁判所はアダムズ判決において、ウィザースプーン判決の理論的根拠を次のように説明した。すなわち、“この文脈下に当裁判所は、予備審問時の調査で死刑を科すことに良心的なためらいがあるあるいは死刑に反対であると表明した陪審員候補者をすべて排除して選任された陪審によって科せられた死刑判決を憲法上執行できないと判示した。死刑に反対する者は、それに賛成する者に劣らず (同様に) 彼に委ねられた裁量的な判断をすることができる、それ故、彼は陪審員としてする宣誓に従うことができるので、州はこのような広汎なルールに有効な利害を有していないと判示された”と説明したのである。

本件では、他方、“ウィザースプーン型陪審排除”を理由とする排除はMcCreeの事案での争点をすべて公平に判断できる1つの陪審 (single jury) を獲得する際の全く正当な州の利益に役立っている。アーカンサス州は立法の制定および裁判所の判決によって、死刑事件における単一の陪審 (unitary jury) の利用を提供している。われわれは憲法上の攻撃に対し、2段階で行われる死刑謀殺公判の両段階 (in both phases of a bifurcated capital murder trial) において同一の陪審が審理しなければならないジョージア州の死刑量刑のやり方を支持してきた。(Id. at 179-180.)

アーカンサス州最高裁は最近、死刑事案で単一の陪審を必要とする州の立法府の選択について説明した。すなわち“処罰 (死刑) が絶対的 (mandatory) であるときを除き、有罪または無罪を判断する責任を有する同一の陪審員が処罰 (量刑) を決定する責任も担わなければならないというのが常にアーカンサス州での法であった。それ故、この2つの問題は、当然交じり合っている (interwoven)” というのである。州によって確認されているこの単一の陪審の制度を

支持するもう1つの利益は、少なくとも若干の死刑事案において、有罪段階で提示された証拠に関する陪審の“残余の疑問 (residual doubts)”から被告人が公判の量刑段階で利益を受ける可能性である。控訴裁判所での反対意見もこの利益に言及している。すなわち“若干の裁判所が指摘しているように、有罪と量刑の両方を決定する陪審員は証拠に関する残余の疑問ないし不確かな (whimsical)”疑問を形成しがちであり、そのため死刑に反対する決定に傾くことになる。そのような残余の疑問は死刑事案における被告人の極めて有利な主張として認められてきた。ある程度責任を分割することはそのような疑問の影響を除去することになるというのである。最後に、ほぼほとんどの死刑事案において、公判の有罪段階で提出された証拠の多くは量刑段階でも関連性を有することは明らかと思われる。もし2つの異なる陪審が必要とされるのであれば、そのような証言は2度、再び1度、各陪審に提示されなければならないことになろう。アーカンサス最高裁が指摘したように、そのような反覆的な公判は州にとって公正であるとはいえず、そしておそらく被告人 (the accused) にとっても公正でないことになろう。

当裁判所によってウィザースプーン判決で批判されたイリノイ州の制度やアダムズ判決で問題となったテキサス州の制度とは異なり、アーカンサス州の制度は、ウィザースプーン、アダムズ、およびウィット判決 (Wainwright v. Witt, 469 U.S. 412) の下で検討された量刑段階での排除が相当とされる者だけを陪審から排除する。死刑適用事件において有罪と量刑の両者を決定するのに単一の陪審を堅持する州の理由付けは、陪審の忌避に関するイリノイ法則に対する中立的な正当化理由の欠如に関し当裁判所がウィザースプーン判決でした推論を否定するのに十分である。(Id. at 180-182.)

第2に、そしてより重要なのは、ウィザースプーン判決もアダムズ判決も死刑の量刑という特別の文脈を取り扱っていたのであり、そのような文脈では陪審の裁量の範囲はバランスを欠いた (imbalanced) 陪審の効果に関するはるか

に重大な関心が必然的に生じる。われわれがウィザースプーン判決で強調したように、“イリノイ州においてはその他の州におけると同様に、所与の事案で死刑が相当な刑罰であるかを判断する広範な裁量が陪審に与えられており、陪審員の死刑に関する一般的な見解がこのような判断において不可避免的な役割を果たしている。何らかのルールや基準によって導かれることなく適切と思えば自由にそれを選択したり退けたりして終身刑か死刑かのどちらかを選択しなければならない陪審は、生か死かの最終的問題に関する地域社会の良心を表示していると言うことはできない。”イリノイ州法の下での死刑判決はこのような本質的に全く自由な裁量の行使にかかわる (involved) ことを理由に、州が“中立の線を越え”、そして“普通以上に進んで人に死を宣告する陪審が生じた”とき、州は憲法を侵害したことになるとされたのである。

われわれはアダムズ判決において同一の基本的理由付けをテキサスの死刑宣告制度に適用し、再びウィザースプーン判決におけるように、陪審の仕事の裁量的性格を理由に、州は“死刑の予測によってあるいはこのような死刑に関する彼らの見解によって少しでも影響されていたであろうすべての陪審員を排除”できなかったと結論するに至ったのである。

本件では、対照的に、死刑の量刑ではなく事実を認定し刑事被告人の有罪・無罪を判断するという陪審のより伝統的な役割の問題をわれわれは取り扱っている。ウィザースプーン判決およびアダムズ判決は死刑量刑という特別の文脈外にも広く適用できるというMcCree (X) の提案を退け、これら2つの判決は本件で第8巡回区によって到達された結果をを支持しないと結論する。

陪審員候補者には多くの異なった背景があり、そして多くの相異なる態度や素地 (predispositions) を有している。しかし、地域社会の公正な横断面から選任された陪審は、実際に陪審に代表される個人の見解の混合体 (mix) であるにもかかわらず、陪審員が特定の事案の事

実に法を適用する彼らの宣誓された義務を良心的かつ適切に遂行できる限りにおいて公平であることを憲法は前提としている。McCreeの陪審は、このような憲法上の基準の両面を満たしていたと判示し、それ故、われわれは控訴裁判所の判決を破棄する。(Id. at 182-184.)

〈マーシャル裁判官の反対意見〉(ブレナン、ステイヴンズ両裁判官同調) 当裁判所は18年前に、死刑に対しためらい(scruples)を明示したすべての陪審員候補者(venirepersons)を州が排除した陪審による被告人の量刑判断を無効とした。このような慣行は“死刑評決を下すために組織された裁判所(tribunal organized to return a verdict of death)”を創設することによって憲法に違反すると判示したのである。死刑事案で陪審の任務から憲法上排除できる陪審員候補者は“死刑を科すことに自動的に反対することを疑う余地なく明らかにした”者に限られるというのである。

被上告人(X)は本件で、州がウィザースプーン判決によって是認されたとして死刑を科すことの検討に応じない(unwilling to consider imposing the death penalty)陪審員候補者をすべて排除し、その後彼を有罪とした“死刑容認(death qualified)”の陪審は事実上“有罪の評決のために組織された”ものであると主張する。この主張の裏付けとして彼は、死刑容認の陪審は死刑の絶対的反対者(unalterable opponents)が任務を果たすことを認められている陪審よりも重大な告発に関して有罪とする傾向が大きい(substantially more likely convict)とする多数の証拠を提出した。彼は2段階手続で行われる死刑事案の量刑段階での陪審にウィザースプーン判決を適用することは争っていないし、責任を公平に評価できない個人——いわゆる無効者(nullifiers)——は死刑陪審で席につくことが認められるべきであるとも主張していない。彼の主張は、非死刑事件で陪審員席に座のと同様の陪審によって有罪・無罪を判断してもらう機会(chance)の提供にすぎない。

法廷意見は、提示された問題の重大性および

Xの主張の説得力(power)にふさわしくない無頓着な身軽さ(glib nonchalance)で、起訴犯罪について最も重大かつ最も厳しい刑が科せられる可能性のあるこれらの訴追において州側に格段の利益(a special advantage)をもたらす慣行を是認する。被告人が死刑犯罪で有罪であると認められれば死刑を求めるつもりであるという州側の単なる声明だけで、本日の判決の下では、とりわけまさにそのような評決を下すであろう陪審を選任する許可状(license)を訴追側に与えることになる。このような死刑犯罪の被告人の権利に対する甚だしい無視(blatant disregard)は、論理、公正、および憲法に反するので、私は反対する。(Id. at 184-185.)

1 “死刑容認”は有罪・無罪の問題に関し公正な裁判を受ける死刑事件の被告人の権利に重大な脅威を与えると主張するのは、本件での被上告人(X)が初めてではない。1961年にある学者(甲)がその種の指摘をした。1968年のウィザースプーン判決において申立人は、陪審員候補者名簿から良心の咎めを感じた陪審員(scrupled jurors)を排除すれば公平な陪審による憲法上の権利が侵害されると主張したとき、その学者の直感(intuition)を補強する経験的証拠(empirical evidence)を提出しようとした。しかし、この問題に関する資料(data)は、3本の研究報告およびある研究の準備的要約の1本から成るにすぎなかった。その資料はウィザースプーンの有罪判決に対する異議申立ての有効性を裏付けていたけれども、憲法判断の根拠として十分なものではなかったので、当裁判所はウィザースプーンの有罪判決を破棄することに応じなかった。しかし、当裁判所は脚注で注意深く“[適切に死刑を容認する(properly death-qualified)]陪審によって有罪とされた被告人は、いつか将来の事案において、このような陪審は有罪に関して中立とはいえない(less than neutral)ことを確証しようとするかもしれない。もし彼がそのような努力に成功すれば、死刑を科すことのできる陪審に刑罰問題(penalty issue)を提示する際の州側の利益は完全に公平な有罪・無罪の判断を受ける際の被告

人の利益を犠牲にして正当化 (vindicated) できるかの問題が生じよう。しかし、この問題は本件で提示されていないので、その妥当な解決策に関する見解には言及しない (intimate no view)”と指摘していたのである。(Id. at 185-186.)

ウィザースプーン判決に続いて、多くの研究者は、当裁判所が同判決で相当でないと認めた資料を補充することに取りかかった。これらの研究の成果は本件において地方裁判所によって網羅的に (exhaustively) 分析されている。それは次のように簡単に要約できる。すなわち、死刑容認は公判の有罪段階を通じて公正でありえた陪審員候補者の相当部分 (subject) — 少なくとも11%から17% — を排除することを資料は明確に示している。この排除される集団 (class) は圧倒的に女性と黒人である。(Id. at 187.)

死刑容認手続で残った (survive death qualification) 陪審員の刑事司法制度に関する展望 (perspective) は、排除された陪審員のそれとは制度的に異なる。例えば、死刑を容認する陪審員 (death-qualified juries) の方が被告人の証言拒否はその有罪を示すものと考える可能性があり、精神異常の抗弁に対しより敵対的であり、被告側弁護人をより信頼せず、誤った有罪判決の危険により関心がない。そして最後に、死刑容認手続それ自体 — それは公判が始まる以前に専ら死刑に注目させる — がそれに残った陪審員に被告人は有罪であるとの思いを植え付ける (predispose) というのである。(Id. at 187-188.)

2 A もし死刑容認の現実の裁判への偏頗な影響を示す資料が提出できれば、もちろん被上告人 (X) の主張はより強力なものとなっていたであろう。しかし、州が2つの別個の陪審に同一の死刑事案を審議し同時に評決することを認めるまで、死刑容認手続の不公平 (偏頗) を主張する被告人は、彼らの主張を立証する唯一の利用可能な手段である陪審選任手続での予備審問手続と公判手続の改造 (recreation) を否定されるべきではない。

Xの証拠の主たる強みは、種々のテーマおよ

び異なった方法を用いた研究者によって得られた研究結果の本質的な一致にある。Xによって提出された証拠は、ウィザースプーン判決で当裁判所を動かさなかった“仮定的で断片的”な提示とは全く異なる。さらに、ウィザースプーン判決の場合とは異なり、Xの主張は“伝統的な当事者手続のメカニズムにさらされて”いた。公判でXはその主張立証のために (in his case in chief) 3人の専門家証人と1人の素人証人を提出し、さらに反証の際に (in his rebuttal) 2人の素人証人を提出した。これらの証人の証言は地方裁判所に認められた、そして当裁判所も本件で用いられた方法論およびそれらの限界をよりよく理解できたのである。さらに被告人の経験的研究資料の吟味は州側の専門家証人の手によって行われた、しかも州側によって提示された証人を検討した後も控訴裁判所は適切にも“Xによって提出された研究と矛盾する研究はない、要するに研究報告はすべて地裁の決定を裏付けている”と指摘したのである。(Id. at 189-190.)

B 死刑容認の公正な裁判への真のインパクトは、以上に示した研究よりもさらに強烈 (devastating) である。ウィザースプーン判決は、公判でどのようなことが明らかにされたとしても死刑を科すことに自動的に反対投票をすることを疑う余地なく彼ら (陪審員候補者) が述べていない限り、ためらいを示した陪審員を理由付きで忌避する州の権限を制約した。しかしながら、同判決は、この基準に合致せず死刑容認手続後に残る陪審員を排除するために訴追側が専断的忌避を用いることに関して何も述べていない。専断的忌避がこの目的のために現実用いられており、そのことによって本件で争われた死刑容認の陪審員選任手続 (the death-qualifying voir dire challenged here) の結果として排除されたためらいを示した陪審員の集団 (class) が拡大されたことに疑問はない。この慣行についての唯一の研究報告は、死刑への反対を表明した陪審員候補者を死刑陪審から排除するためにフロリダの第4巡回区裁判所の検察官は組織的に専断的忌避を利用していたことが5年間の

研究期間によって一応明らかになった (prima facie case) と結論しているのである。

ウィザースプーン判決の基準を適用する裁判所も、理由付きで排除される陪審員の種類を拡大してきた。公判裁判所や控訴審はしばしば、絶対的な死刑反対の明示が欠けていても陪審員を排除してきた。そのような絶対的反対を要求しないアプローチ (less demanding approach) は当裁判所のウィット判決 (Wainwright v. Witt, 469 U.S. 412) の結果、ますます普通のことになっている。ウィット判決の下で、“説示および宣誓に従って行動する陪審員としての義務が妨げられまたは実質的に損なわれるであろう”という印象を公判裁判官が抱いたとすれば、死刑への態度を明確にしていない陪審員は、それにもかかわらず、排除されうる。それ故、ウィット判決はより有罪に傾く陪審団 (panels) をもたらすことになろう。けだし、ためらいを示した陪審員——死刑には一般に反対するがそれを科すことへの拒否を明らかにしない陪審員——は通常、被告人に有利な排除されうる陪審員と見解 (perspective) を共有するからである。(Id. at 191-192.)

C 死刑容認 (手続) は死刑公判の有罪認定段階で検察側に特別の利益を提供するとのXの主張を裏付けるほぼ一致した根拠 (authority) を突き付けられているにもかかわらず、本件での多数意見は、この命題を争うための努力をほとんどしていない。それは単に、死刑容認 (手続) は事実、死刑を容認しない陪審よりもいく分多く有罪傾向のある陪審をもたらすにすぎないと仮定し、そしてこのような結果は憲法に反しないと判示するのである。このように明白な証拠の意味を無視するのは、その構成が訴追側に傾いていない公正な裁判と公平な陪審の権利を被告人に保障する確立した憲法原理を悲惨なまでに (tragically) 曲解している。(Id. at 192.)

3 ウィザースプーン判決において当裁判所は、死刑に断固 (unalterably) 反対した者を排除した陪審によって有罪とされた被告人は“それでもその陪審は有罪に関して中立とはいえない (less than neutral) ことを確認できる”と指

摘した。被上告人 (X) は本件でまさにこのことを確認したのである。このように構成された陪審による彼の裁判は第6修正およびデュー・プロセスの原理によって保障されている公平な裁判を受ける権利を侵害されたことを立証することに彼は成功したと私は考えている。われわれは、それ故、死刑容認 (手続) は彼から地域社会の公正な横断面を代表する陪審を奪ったとの被上告人 (X) のもう1つの主張に依拠する必要はない。しかしながら、Xの公正な横断面の主張についての法廷意見の議論に関し、公判前に“特定のグループ”のメンバーをすべてあるいはその大部分を陪審の任務から排除することを訴追側に認める州法は被告人の第6修正の権利の明白な侵害とはならないとする主張 (suggestion) に賛成する先例または論理には証拠がないことを指摘しなければならない。

A 被上告人 (X) は、本件で彼を有罪とした陪審を構成する各個人が憲法上の公正の基準を満たしていなかったと主張していない。そうではなく、地域社会全体よりも有罪賛成に投票する傾向がより少ない陪審員候補者の集団を組織的に排除することによって州は、Xの本件公判で州自体に憲法に反する利益を与えたと主張するのである。それ故、Xによると、たとえ陪審員として現に法廷の陪審員席に座っていたのと同じ陪審員から成る片寄りのない (nonbiased) 選任手続が彼に残されているとしても、これら12人が陪審員として選任されたその手続が憲法に反するというのである。

法廷意見は、Xの憲法上の要求に反論するために2つの理由を提示する。第1、“死刑公判の有罪と量刑の両段階を判断するのに単一の陪審の方を堅持する州の理由付けは、当裁判所がウィザースプーン判決で加えた陪審忌避に関するイリノイ法則の正当化理由の欠如に関する推論を否定するのに十分である”と主張する。この理由付けは、しかしながら、死刑容認が“完全に公正な有罪・無罪の判断”を受ける被告人の憲法上の利益を侵害するとの問題に言及していない。それは単に、憲法上の利益の侵害が認められると検討しなければならない州の利益のあ

ることを示しているにすぎないのである。

法廷意見の第2の理由は、ウィザースプーン判決において輪郭が示された (adumbrated) “中立性” という観念は死刑量刑という特別な文脈に限定されなければならないというのである。しかし当裁判所のアダムズ判決 (Adams v. Texas, 448 U.S. 38) で判示の結果、この区別は全く支持できない (simply untenable)。(*Id.* at 192-195.)

B 当裁判所はアダムズ判決において、ウィザースプーン判決の原理をテキサスの死刑制度に適用した。同制度の下では、陪審が被告人を死刑犯罪で有罪と認定すると、別個の量刑手続が開かれ、この手続では加重または減軽事由が認められる。次に陪審は、公判の手続で提出された証拠を基礎にして、以下の質問、すなわち、① 被害者の死をもたらした被告人の行為は、被害者その他の死がもたらされるであろう合理的期待の下に行われたものであるか、② 被告人は社会にとって継続的な脅威となる刑事上の暴力的行為を犯す可能性があるか、および③ 被害者を殺害した被告人の行為は、たとえ被害者による挑発が先にあったとしても、それに対応するものとして不合理であったか、これらの質問に答えることが求められる。もし各質問に対する答は合理的な疑いを越えて“イエス”であると陪審が認めれば、被告人に死刑を言い渡すことが裁判所に要求される。陪審が各質問に対する答は“ノー”であると認めれば、裁判所は被告人に終身拘禁刑を言い渡すことになる。陪審の役割をこのように定義し、“絶対的な死刑または終身拘禁刑の刑罰が事実問題に関する彼の判断に影響しない”ことを宣誓下に述べることでできないすべての陪審員候補者を憲法上排除できないとアダムズ判決は判示したのである。

このアダムズ判決のメッセージは、それ故、死刑公判の量刑段階での陪審の役割は本質的に事実認定の役割に限定されているとしても、ウィザースプーン判決で確立された公平な陪審の裁判を受ける権利は、偏見なしにこれらの事実を認定できるにもかかわらず、ためらいがあると述べた陪審員を排除することによって死刑陪

審の構成を歪める (skewing) ことを州に禁止しているとするのである。この提言 (proposition) を死刑公判の量刑段階に限定することはできない。けだし、アダムズ判決の陪審が彼の量刑段階で果たすことを求められた任務は死刑公判の有責段階で陪審に求められるそれと“ほとんど区別できない”からである。現に、レンキスト裁判官はアダムズ判決において、公判の有罪・無罪段階での陪審の役割と量刑段階での陪審の役割との間に明らかな相違 (plausible distinction) を見出し得ないと指摘しているのである。アダムズ判決の陪審は彼の公判の量刑段階で、特定の歴史的事実の存在を確認する何かそれ以上のことを求められた。だが公判の責任段階で陪審に委ねられた役割は、それとはほとんど異ならない。けだし、そこでの陪審の決定的役割は、被告人が現に致命的な傷を与えたかではなく、殺害時の彼の責任の程度が死刑謀殺殺人に関する有罪をより妥当とするものであるかどうかであったからである。

アダムズ判決は、それ故、刑事裁判の有罪認定段階においてウィザースプーン判決の分析適用に賛成する明らかな先例を提供している。事実、被上告人 (X) の本件での主張は、ウィザースプーンの主張よりさらに強力である。ウィザースプーン判決で当裁判所は、ためらいを示した陪審員を排除すれば、被告人が死によって非難されるであろう可能性が受け容れられないまでに高まると考えたにすぎなかった。本件での被上告人 (X) はそのことをさらに越えて、死刑容認によって生み出された陪審は事実上はるかに多く彼を有罪とするとの主張を裏付ける確実な経験的根拠を示していたからである。(*Id.* at 195-197.)

4 A 公正に有責判断のできる死刑反対者の排除は憲法上の公正な陪審の裁判を受ける権利を侵害することを確認するためにアダムズ判決およびウィザースプーン判決の分析だけに依拠する必要はない。同一の結論は、5人制陪審によって下された刑事有罪判決は第6修正および第14修正に違反すると当裁判所の多数意見がバルー判決 (Ballew v. Georgia, 435 U.S. 223)

で判示するに至った分析によって導かれるからである。

1970年のウィリアムズ判決 (Williams v. Florida, 399 U.S. 78) で是認された6人制陪審を越えて陪審の規模をさらに縮小するジョージア州の努力に直面した当裁判所は、規模の縮小によって陪審の機能が制度として容認できないまでに大きく損なわれるかを判断するためのいくつかの局面 (facets) を明確に示した。当裁判所は第1に、“最近の経験的データによれば、5人制陪審は効果的なグループの討議を促進しない、” そのような効果的な討議をしない傾向のため“不正確な事実認定と事実に対する地域社会の常識の不正確な適用”に導かれることになると指摘した。当裁判所はこれらの現象に対するいくつかの説明を加えた。すなわち“陪審は規模が縮小するにつれて重要な証拠のそれぞれを記憶し議論するメンバーが少なくなる。さらにグループが小さくなればなるほど正確な結果を獲得することがより少なくなる”と説明した。当裁判所はさらに“刑事裁判での陪審の討議の評決は陪審がより小さくなるにつれて変化する、そしてその変化は一方の側すなわち弁護側に不利となる不均衡を生み出す”ことを示唆する経験的証拠を引用しているのである。(Id. at 198-199.)

B バルー判決において軽犯罪の被告人は憲法上の公正な陪審裁判を受ける権利を奪われたとの認定に当裁判所を導きたいずれの関心も、その危険が実質的に大きい事案でさらに広範囲に被告人の利益を危険にする死刑容認の手續 (the process of death qualification) にかかわりがあった (implicated)。その他のすべての刑事公判で法廷の陪審員席に座っている陪審と比較すると、死刑事件で死刑を容認する陪審 (death-qualified juries) は、彼らの討議の質、彼らの結果の正確性、彼らが訴追側に有利となる傾向、および彼らが地域社会での少数グループを正しく代表する程度において欠陥がある (likely to be deficient)。

本件で検討された資料によれば、明らかな常識でもあるが、バルー判決が陪審の効果的な機

能に極めて決定的であるとした陪審員間の“種々の偏見の相殺 (counter balancing)”を死刑容認は逆転させることにほとんど疑問はない。“死刑への個人の態度が犯罪抑制およびデュー・プロセスに関する態度の集積 (whole cluster) の重要な指標 (indicator) である”ことを証拠は確証している。排除されたグループのメンバーは刑事被告人の憲法上の権利により大きな関心があり、訴追側の立証の説得力により疑問を抱いていることが明らかにされている。むしろ、意見の多様性 (diversity) は論争を促進し、それがまた証拠のより精密な検討に導くことに疑問はないので、ある研究報告によると、[死刑容認陪審とウィザーズプーン型排除陪審から成る] 混合陪審は死刑容認陪審だけのメンバーより証拠をよく記憶しているとされる。それ故、最も重大な刑事犯罪——州が死刑を求める意図を表明している犯罪——において、歴史的真相を認定する陪審の能力はかなり損なわれるであろう (well be impaired) ことは明らかである。

刑事事件での陪審の役割は、しかし、歴史的事実の判断に限られていない。被告人の責任の程度を確認する仕事は、起訴状で主張されている行為を被告人が犯したかどうかだけでなく、彼が道義的に非難される範囲についても判断することを陪審に要求する。それ故、とりわけ刑事事件において、特定の評決を“正確か不正確か”に分類するのは難しい。しかし、バルー判決裁判所は、単なる歴史的な正確性に対する関心を越えて、制度的に被告人側に不利に機能する陪審の手續を問題としたのである。

バルー判決で検討された資料よりもさらに明確に被上告人 (X) によって提出された研究は“偏見による決定 (biased decisionmaking)”の広汎なパターンを示している。死刑容認 (手續) で残った陪審員は訴追側の主張をより受け入れ、排除された陪審よりもさらに低い立証の程度で足りるとするだけではない。死刑を容認する陪審員は現実に彼らの仲間 (peers) よりもより多く有罪とするのである。

死刑容認 (手續) はまた、少数グループの十

分な代表に対するバルー判決裁判所の関心事にもかかわりがある。死刑反対は白人よりも黒人の間にはるかに有力であるので、死刑容認は死刑陪審での黒人の代表に不均衡なまでに影響するとされる。この効果は第6修正の公正な横断面の原理に違反すると判断するには十分でないかもしれないが、バルー判決裁判所が公正な陪審の裁判を受ける被告人の権利にとって“憲法上重要”であると認めた代表者の削除の重要性(magnitude)に類似する。バルー判決で詳論された関心事に照らし、死刑容認は被告人の第6修正および第14修正の公平な陪審裁判を受ける権利への重大な脅威——十分な州の利益によって正当化されるのであれば憲法上容認できる脅威——となっていることを証拠は十分に確証しているのである。(Id. at 199-202.)

C 死刑容認陪審 (deathqualified juries) の公正さに対する被上告人 (X) の挑戦は、とりわけ訴追側の立証に疑いの目を向ける (look askance) であろう陪審員が制度的に陪審員候補者名簿 (panels) から排除されたときに生じる不均衡 (imbalance) に焦点を合わせている。彼は、それ故、その憲法上の主張を死刑反対を理由に陪審が現に排除された事案に限定しているのは明らかである。しかし、この限定によって、陪審が死刑の検討を拒否したことを理由に現実に排除されなかった事案においてであっても生じる偏見に裁判所が目を開ける (blind) べきであるということにはならない。

陪審員候補者がウィザースプーン判決の下で理由付きで排除されるかを決定する手続それ自体が、陪審員に有罪の素地を作る (predisposes) というかなりの証拠がある。死刑容認のために必要とされる予備審問手続 (voir dire) にさらされることは、その当人に“被告人有罪の考えを高める”というのである。このような偏見は独立のデュー・プロセス違反を構成しないとしても、このことは死刑容認の効果の調査に際して当然考慮されるべきである。

死刑を容認する陪審員 (death-qualifying jurors) に伴う何らかの偏見は、公判の有罪段階前に無資格者 (nullifiers) を確認し排除する

州の利益によって正当化されると多数意見は主張する。しかし、この主張は、無資格者は公判前に死刑量刑手続で陪審員自身がどのように行動するかに関する広範囲にわたる焦点を示すことなく (without any extended focus) 容易に確認されていることを看過している。陪審員候補者は、例えば、“公判で提出された証拠および証人に関する裁判所の説示に従って被告人の有罪の争点を公平・公正に判断できない何らかの理由があるかどうか”を尋ねられるにすぎないのである。

公判前に死刑に焦点を当てる現行の手続に伴う不利益 (prejudice) は、それ故、本件で検討すべきであるが、死刑容認は死刑被告人の“有罪・無罪の完全に公正な判断における利益”を侵害する他の理由がある。(Id. at 202-203.)

5 ウィザースプーン判決裁判所が認めたように、“死刑を科すことのできる陪審に刑罰問題を委ねる州の利益”は、もし州が有罪と判断するために1つの陪審を用い、そして刑罰を決めるのに他の陪審を用いるのであれば彼の有罪の公正な判断に際しての死刑事件の被告人の利益を侵害することなく調和しうるかもしれない (may be accommodated)。死刑反対者を排除しても公判の刑罰段階を待つことができると当裁判所は理由付ける。それ故、本件での問題は、単一の陪審の使用を要求し、死刑の被告人の第6修正および第14修正の権利を軽視 (subordination) を求めるそれ以外の利益を州は有しているのかである。

州の単一の陪審の利用を正当化するために当裁判所が援用する2つの理由は、効果的な裁判の運用と被告人が量刑手続で公判の有罪段階を通じて陪審員を悩ます“残余の疑問”から受ける利益である。これらの正当化理由の最初のものとは全く説得的でない。第2の理由は傲慢 (offensive) である。

バルー判決において当裁判所は、“裁判所の時間および金銭的成本”を削減する州の利益は陪審の規模のさらなる削減を正当化するのに不十分であると認めた。同一のことは本件でも真実である。別個の陪審制度によって課せられ

る追加的コストは余り高くない。“第1、死刑事件は刑事裁判の中で比較的少数である。さらに量刑判断が必要とされる死刑事件の数はさらに少ない。量刑判断が求められるのは死刑を科すことができる有罪の評決がなされ、かつ検察官が死刑判決が相当と判断する場合に限られている。量刑判断が生ずる事案においてであっても、新しい量刑陪審の選任は必ずしも必要でない。有罪判断の公判で任務を果たした‘絶対的な終身刑’を主張する陪審員を補欠陪審 (alternate jurors) で交替させれば足りることも可能な事案もある。”

さらに説得的でないのは、被告人を有罪と認めた陪審の“残余の疑問”に対し被告人は量刑段階で控訴できるとした当裁判所の関心である。現行の死刑容認制度は“被告人の最上の利益になりうる”という考えは疑わしいとされているのである。

死刑被告人は単一の陪審から利益を得ているという考えは不誠実 (disingenuous) である以上に、それは残酷である。(Id. at 203-206.)

【研究】 1 本判決は、死刑反対の考えが極めて強力であるため公判の量刑段階で陪審としての義務の遂行が妨げられまたは実質的に損なわれるであろう陪審員候補者を死刑公判の有罪認定段階の前に理由付きで排除しても憲法に違反しない、たとえ死刑容認 (death qualification) によって死刑を容認しない (non-death-qualified) 陪審よりも幾分有罪傾向 ((conviction-prone) のある陪審を事実生み出していることが近時の社会科学研究によって確証されているとしても憲法に違反しないことをはじめて明らかにしたものである。

(a) “死刑容認”の陪審 ("Death qualification" of a jury) は第6修正の公正な横断面の要求 (fair-cross-section requirement) に違反しない、たとえその要求が小陪審に拡大されとしても公正な横断面の本質は、地域社会における — 黒人や女性、そしてメキシコ系アメリカ人のような — “特定グループ”の陪審員として務める能力とは全く無関係の理由による制度的排除

である。本件での問題である“ウィザースプーン判決で排除できる (Witherspoon-excludable)”陪審員は、公正な横断面の趣旨からする“特定グループ”ではない。死刑公判の有罪と量刑の両段階において事案の事実法を相当かつ公正に適用できる単一の陪審を獲得する際の州の正当な利益に役立つように“死刑容認”は慎重に意図された (carefully designed) ものである。

(b) “死刑容認”の陪審は憲法上の公平な陪審裁判を受ける権利を侵害しない。公平な裁判は良心的に法を適用して事実を認定する陪審員から構成されておれば足りる。被上告人の陪審の公平さに関する見解は非論理的かつ非実用的である。ウィザースプーン判決もアダムズ判決も被上告人の主張の裏付けとはならない。“ウィザースプーン判決で排除できる陪審員”の排除は公判の有罪と刑罰 (量刑) の両段階における争点のすべてを公正に判断できる単一の陪審を獲得する際の州の正当な利益に役立っている。さらに、ウィザースプーン判決もアダムズ判決も死刑量刑という特別な文脈を取り扱ったものである。これとは対照的に、本件での争点は死刑の量刑ではなく、事実を認定して刑事被告人の有罪・無罪を判断するというより伝統的な陪審の役割を扱っているというのである。(cf. at 162-163.)

2 ところで、アメリカでは一般に陪審制度の下で有罪段階と量刑段階の各手続が明確に2分され、前者は陪審、後者は裁判官の判断に委ねられているが、こと死刑事件に関しては陪審が量刑手続にも関与する。要するに、死刑事件に関しては、有罪評決をした同一の陪審が有罪認定過程および量刑認定過程で提出されたすべての証拠を考慮した上で、「いかなる減軽事由にもまさる少なくとも1つの制定法上の加重事由の存在を訴追側が合理的な疑いを越えて立証したことを全員一致で」認めた場合に限り、死刑が言い渡される。そして合衆国最高裁は2002年のリング判決 (Ring v. Arizona, 536 U.S. 584) において、先例 (Walton v. Arizona, 497 U.S. 639) を正面から変更し、「立法者が法定刑の加重事由とするいかなる事実についても」被告人

は第6修正の陪審の裁判を受ける権利がある旨判示した上で、陪審による有罪認定後の量刑審理において裁判官が単独で加重事由を認定して死刑を言い渡すアリゾナ州法上の制度を第6修正に違反すると判示した。加重事由の存否の判断が陪審の審理の対象とされる犯罪の構成要素かそれとも伝統的に裁判官の裁量に委ねられている量刑事情にすぎないかが争われたのであるが、死刑判決の鍵となる加重事由の判断は裁判官ではなく陪審の権限であることがここに確認されたのである¹⁾。

アメリカではまた、被告人の罪責および量刑判断の両者につき12人の陪審員の全員一致による評決が必要とされている。合衆国最高裁は1968年のダンカン判決（*Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 135）においてはじめて合衆国憲法第6修正の保障する「公平な陪審（an impartial jury）による迅速な公開の裁判を受ける権利（a right of jury trial）」は第14修正のデュー・プロセスを介して州にも適用されるとした。その後、この公正な陪審裁判の権利に関する判例が相次ぐ。1970年のウィリアムズ判決（*Williams v. Florida*, 399 U.S. 78）は、強盗の罪で起訴された被告人がフロリダ州法の規定に基づき6人制陪審の全員一致評決で有罪とされた事案につき、第6修正に違反しないとした。コモン・ロー上の12人の陪審制度は歴史的偶然の所産である上、陪審裁判の目的は政府の圧制阻止にある、被告人と告発者との間に素人集団の常識的判断を介入させることが陪審制の不可欠な要素であるから、外部からの脅威なしに自由に討議でき地域社会の横断面を公正に確保できる規模のものであれば足りる。このような陪審の目的・機能は6人制陪審によって達成できるというのである。これに対し、1978年のバレー判決（*Ballew v. Georgia*, 935 U.S. 223）は、わいせつ物展示で起訴された被告人がジョージア州法により5人制陪審の一致評決により有罪とされた事案につき、第6修正に違反するとした。最近の調査研究によれば、陪審の規模を6人未満に削減すると陪審の目的・機能は大きく損なわれる。他方、5人に陪審員を削減することにつき州側に正当

化理由のあることが立証されていない、したがって、州法上の5人制陪審制は第6修正の陪審の裁判を受ける権利を侵害することになるというのである。

1972年のジョンソン判決（*Johnson v. Louisiana*, 406 U.S. 356）とアポダカ判決（*Apodaca v. Oregon*, 406 U.S. 404）は、いずれも非全員一致評決の合憲性が争われた争点類似の事案であるが、前者は後者と異なり、第6修正の陪審裁判の州への適用を肯定した前出ダンカン判決以前に公判審理が開始されたため、第14修正のデュー・プロセス条項とのかかわりが問題となり、後者は第6修正の陪審の裁判を受ける権利とのかかわりが問題となった点で異なるものの、その判示内容はほぼ同一である。すなわち、ジョンソン判決は、被告人が州法に基づき9対3の評決で有罪とされた事案につき、陪審の全員一致評決はデュー・プロセスの必要条件であると判示されたことは一度もない。陪審の実質的多数を占める9人の陪審員が被告人の有罪を合理的な疑いを越えて確認したというのであれば、たとえ3人の陪審員が反対していたとしても、第14修正のデュー・プロセス条項に違反しないとした。そしてアポダカ判決は、被告人らが州法上の規定に基づき11対1ないし10対2の陪審評決によって有罪とされた事案につき、第6修正および第14修正の陪審による裁判を受ける権利に違反しないとした。共同社会の横断面を代表し、外部からの脅迫から自由に審理できる素人集団から構成されている限り、陪審は常識的判断ができるのであり、このような陪審の機能に関しては、全員一致の陪審と10対2ないし11対1で評決をする陪審との間に実質的な相違はない、また合理的疑いを越えた立証のルールは、陪審裁判や全員一致評決の要求とは別個に確立したものであり、第6修正それ自体の要求ではないというのである。

これに対し、1979年のバーチ判決（*Burch v. Louisiana*, 441 U.S. 130）は、わいせつ映画の上映で起訴された被告人がルイジアナ州法に基づき6人制陪審による5対1の評決で有罪とされた事案につき、第6修正に違反するとした。憲法

の要求する陪審の人数の明確な線引きは難しいが、バルー判決が指摘したように5人制陪審は手続の公正さおよび陪審の適正な機能を損なうおそれがある。それと同じく6人制陪審のわずか5人による有罪評決は陪審裁判が実質的に機能しないおそれがあり、6人制陪審には全員一致の評決が必要であるというのである。すなわち、刑事司法制度の運用に要する時間および費用を削減することに州が実質的な利益を有することは疑いない。しかし、そのような州の利益は本件では認められない。第1、記録によれば、6人の陪審員のうちの5人で評決を下すことを認めることによってもたらされうる利益は、6人制陪審の全員一致の要求と比べて、多少あるとしても、精々推測的なものにすぎない。より重要なのは、州が陪審の規模に関し憲法によって認められている最小限まで陪審員の数を削減した上、さらに非全員一致評決を認めれば、州のいかなる対抗的利益もそれに服すべきであるとして陪審規模の限界を確立した憲法上の原理を損なうおそれのあることである²⁾。

3 このようにアメリカでは、従前のコモン・ロー上の12人の陪審員による全員一致評決のルールが次第に緩和されている。しかし、こと死刑判決については被告人の罪責および量刑判断の両者につき12人の陪審員による全員一致評決がほぼすべての法域において堅持されている³⁾。また死刑に関する見解を根拠に陪審員候補者を理由付きで忌避できる基準は説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられ、または実質的に損なわれるかどうかであることも確立している⁴⁾。本判決ではとりわけこの点をめぐり争われたのであり、この問題点を理解するには1968年の(1)ウィザースプーン判決⁵⁾、1980年の(2)アダムズ判決⁶⁾、および1985年の(3)ウィット判決の判示内容の理解が不可欠の前提である。

そこで以下、これらの判決を事実関係を含め順次検討しておく。

(1) ウィザースプーン判決 ウィザースプーン(X)は1960年、イリノイ州で殺人罪で公判に付された。州法は“殺人の公判において、

陪審員候補者に対する質問の結果、死刑を科すことに對し良心的なためらい(consscientious scruples)がある、または死刑に反対であると述べた陪審員はすべて理由付き忌避の対象となる”と規定していた。“死刑評決に逡巡(hesitate)している”陪審員を排除する無制限の理由付き忌避が訴追側に与えられていたのである。訴追側は公判で、死刑に気の咎め(qualms)を表明した陪審員候補者をすべて忌避することによって陪審員候補者のほぼ半数を排除した。残された候補者の中から選任された陪審がXを有罪と認定して死刑を言い渡し、死刑判決は州段階で確定した。

これに対し、合衆国最高裁は、次のような判断を示して原判決を破棄した。公判裁判官は陪審員選任のための予備質問(voir dire)の冒頭で“時間の浪費にならないよう良心的忌避者(consicientious objectors)を排除しましょう”と発言し、迅速に次々と47人の陪審員候補者が死刑に関する見解を根拠に理由付きで忌避された。いかなる状況下においても死刑を科すことに絶対賛成しないと明確に述べたのは47人のうち5人にすぎなかった。6人は“死刑が良い(believe in)”とは思わないと述べるにとどまったにもかかわらず排除された。その6人のうちの4人を含む39人の陪審員候補者は、死刑を科すことに對し良心的ないし宗教的なためらい(consscientious or religious scruples)があることを認めたにすぎなかったにもかかわらず、直ちに排除された。もっとも、1人の女性候補者だけが詳しく質問された。彼女は“あなたは死刑は良くないと考えているのですか”と質問され、“はい(No)、それは責任を負いたくない事柄です”と答えた。裁判官は彼女に“市民としての義務”を忘れないようにと注意した上で、再び、死刑に對し“宗教的または良心的なためらい”があるかどうかを質問した。今度は、彼女は一たんは否定的に答えたが、間もなく、誰かを死刑にすることに責任を持ちたくないことを繰り返した。このような見解はイリノイ州法の下で陪審としての資格がないことは明らかであるので、裁判官は彼女に「退席して下さい

(step aside)」と告げた。

申立人(X)は、このように死刑を科すことにためらいがあることを示した候補者をすべて排除して選任された陪審には被告人の有罪を判断する権限はないと主張する。地域社会の横断面から無作為に選ばれた陪審とは異なり、必然的に有罪支持に偏しているため容易に無罪の推定の原則を無視し、検察側の事実説明を受け入れて被告人を有罪と評決する、そのような陪審であると主張するのである。この見解を裏付けるためにXは、“死刑容認陪審員(death-qualified jurors)は有罪・無罪の争点に関し訴追側に偏している(partial)とする科学的証拠”を提出する。しかし、Xによって提出された資料は余りにも仮定的かつ断片的(too tentative and fragmentary)であって、死刑に反対しない陪審員は有罪の判断において検察側支持に偏しているということを確認するものではない。本件のような方法で選任された陪審によって下された有罪判決をすべて破棄する絶対的な憲法上のルールはない。

しかしながら、このことはXには救済を求める権利がないという意味ではない。本件において陪審は2つの相異なる責任を委ねられた。すなわち、第1、Xは無罪であるか有罪であるかを判断すること、第2、もしXは有罪であると認定すれば、その量刑は拘禁刑か死刑かを決定すること、この2つである。本件陪審がXの有罪に関して偏見を抱いていたということは立証されなかった。しかし、このような陪審は量刑の判断者として第6修正および第14修正が被告人に保障している裁判の公平性(the impartiality)を著しく欠いていたことは明白である。被告人の有罪・無罪の判断を“有罪判決のために組織された(organized to convict)”裁判所の判断に委ねることのできないことは確立している。州は人の生死の判断を死刑判決を下す組織された裁判所に委ねることはできないとする本日の判示は、かかる原理と紙一枚の差(a short step)にすぎない。

「しかし、われわれが本日述べたことは、現に理由付きで排除された陪審員候補者は、①公

判においてその面前で展開されるであろう証拠を検討することなく死刑を科すことに自動的に(automatically)反対するであろうこと、または②彼らの死刑に対する見解の結果、被告人の有罪に関して公平な判断ができないであろうことを疑う余地なく明らかにした(made unmistakably clear)者に限られていた」のであり、その後選任された陪審によって死刑を宣告された被告人を処刑する州の権限については一切関係がないことを繰り返しておく。(Id. at 522 n. 21.)

(2) アダムス判決 テキサス州での死刑判決の公判は、2段階手続で行われる。第1段階において陪審は被告人の有罪または無罪の問題について検討する。陪審が被告人を死刑犯罪で有罪と認定すると、公判裁判所は別個の量刑手続を開く。この第2段階で陪審は、以下の質問、すなわち、①被害者の死をもたらした被告人の行為は被害者その他の死がもたらされるであろう合理的期待の下に行われたものであるか、②被告人は社会にとって継続的脅威となる刑事上の暴力的行為を犯す可能性があるか、および③被害者を殺害した被告人の行為は、たとえ被害者による挑発があったとしても、それに対応するものとして不合理であったか、これらの質問に答えることが求められる。もし陪審が各質問に対する答えが合理的な疑いを越えて“イエス”であると認めれば、被告人に死刑を言い渡すことが裁判所に要求される。陪審が各質問に対する答えが“ノー”であると認めれば、裁判所は被告人に終身拘禁刑を言い渡すことになる。

アダムス(X)は本件で、治安官(peace officer)殺害の死刑犯罪で起訴された。陪審員候補者の予備質問時に検察官は、時には公判裁判官も、テキサス刑事法31条b項で説明されている宣誓をすることができるかに関して徹底的に質問した。同b項は、次のように規定している。すなわち、“陪審員候補者は、死刑犯罪で被告人が有罪と認定されれば、終身拘禁刑または死刑の刑罰が絶対的(mandatory)であることを告知される。陪審員候補者は宣誓下に、絶

対的な死刑または終身拘禁刑の刑罰であるということと事実問題に関する判断に影響を受けることはない」と述べない限り、陪審員としての任務を果たす資格を喪失する。”公判裁判官は結局、b項の宣誓を拒否した多数の陪審員候補者を排除(excused)した。このような手続の下で最終的に選任された陪審はXを有罪と認定し、そして量刑手続段階で前述の3つの質問に肯定的に答えたため、公判裁判官はXに死刑判決を言い渡し、この判決は州段階で確定した。

これに対し、合衆国最高裁は、次のように判示して原判決を破棄した。当裁判所は(1)ウィザーズプーン判決において、予備質問時の調査で死刑を科すことに良心的なためらいがある、あるいは死刑に反対であると表明した陪審員候補者をすべて排除して選任された陪審による死刑判決を憲法上執行できないと判示した。しかし、同判決は脚注で、より限定的な証拠に基づいて陪審員を排除する権限を訴追側は有していることを認めた。すなわち、現に理由付きで排除された陪審員候補者は、①公判においてその面前で展開されるであろう証拠を検討することなく死刑を科すことに自動的に反対するであろうこと、または②彼らの死刑に対する見解の結果、被告人の有罪に関して公平な判断ができないであろうことを“疑う余地なく明らかにした(unmistakably)者に限られていた、”そのような候補者を排除した後で選任された陪審によって死刑を宣告された被告人を処刑する州の権限には本件判示は一切関係がないことを認めていた。この脚注の一文は明らかに、「説示および宣誓に従う陪審員を獲得する州の正当な利益との調和」を意図していたことは明らかである。

われわれは、その他の判例で再び「法に従うことのできる陪審員を獲得する州の正当な利益を強調した。」これら一連の判例は、「説示および宣誓に従う陪審員としての義務の履行が妨げられ、または実質的に損なわれるであろうことが認められない限り」、死刑に関する彼の見解を根拠に陪審員候補者は理由付きで忌避されることはないという命題を確立している。陪審は

公平に事実を検討して判断を下し、裁判所によって説示されたように良心的に法を適用するであろうと州は主張できるのである。

このようなルールがテキサス州によって採用された本件手続に適用されると結論することにはほとんど困難はない。要するに、テキサス州の陪審員には、“すべての関連証拠に基づいて、なぜ死刑が科せられるべきであるかだけでなく、なぜ死刑が科せられるべきでないかをも”検討することが許されなければならない。陪審員の死刑に関する見解が陪審員としての役割を果たす際に影響を及ぼしたであろうことは明らかである。本件での陪審員候補者はウィザーズプーン判決に合致して排除されたということはできない。b項の下での排除もかかる観点から検討されなければならない。

b項の下での調査の試金石は「質問への肯定的回答から自動的に死刑が導かれるという事実が陪審員としての義務の履行に何らかの影響を及ぼすであろうかである。」しかし、州は本件で、極めてまじめに自己の責任を考えて影響を受けるかもしれないし影響を受けないかもしれないことを正直に認めたにすぎない陪審員を排除するためにb項を用いた。「これらの各個人が憲法上有効な死刑制度を運営するための訴追側の正当な努力を挫折させるほど激しく死刑に反対したということは本件記録上明らかでない。」したがって、そのような陪審員候補者が排除され、その結果選任された陪審によって科せられた死刑判決を執行する権限を憲法は訴追側(州)に与えていないのである。

(3) ウィット判決 ウィット(X)はフロリダ州で第1級謀殺罪で有罪とされ死刑判決を言い渡された。本件殺人は、XとYが狩猟中に行われた。2人は以前、動物と同じように人間を殺害することを話し合っていた。当時30歳のXとそれより若いYの2人は事件当日、子供たちがよく遊んでいる近くの森で狩猟をしていた。被害者である11歳の少年Aが自転車を通りかかったとき、Yは子供の頭部に矢を射た。そして2人は失神したAに猿轡をはめ、Xの車のトランクに入れ、砂漠地帯まで車を走らせた。

トランクを開けたところ、Aは猿轡のためすでに窒息死していた。2人はその少年にさまざまな性的暴行を加えた後で、地面に穴を掘り少年の遺体を埋めた。

Xは第1級謀殺罪で有罪とされた。「陪審の勧告に従って、公判裁判所は彼に死刑を言い渡し」死刑判決は州段階で確定した。Xは「数人の陪審員候補者が死刑に関する見解を理由に排除されたのは(1)ウィザースプーン判決に違反しており不当である」等主張してフロリダ州中部地区合衆国地方裁判所に人身保護令状発付の申立てをした。同地裁はこれを却下したが、第11巡回区控訴裁判所はこれを破棄し、令状発付を認めた。予備質問時の次のような検察官と陪審員候補者コルビー (Colby) とのやりとりはコルビーの理由付き忌避を正当化するものではないと認めたのである。

問 さて、質問を1つさせて下さい。あなたは死刑に対し宗教的な信念、または個人的な信念をお持ちですか。

答 個人的には嫌です (I am afraid personally) が、しかし、

問 どうかもっとはっきり話して下さい。

答 個人的には少し嫌です。しかし、宗教的なものではありません。

問 では、そのことで本件で陪審員として(陪審員席に)座ることに支障 (interfere) がありますか。

答 あるように思います (I am afraid it would)。

問 そのことで被告人の有罪または無罪を判断するのに支障がありますか。

答 あるように思います。

問 それは支障になると思っているのですか？

答 支障になると思います (I think it would)。

問 裁判官殿、この点で理由付き排除を求めます。

裁判官 分かりました。退席してください。

これに対し、合衆国最高裁は次のように判示し、原判決を破棄した。当裁判所は(2)アダムズ判決において、(1)ウィザースプーン判決の基準を再検討した。当裁判所は先例を検討し、説示および宣誓に従うことのできる陪審員を獲得することに州は正当な利益を有していると指摘した上で、これら一連の判例は“説示および宣誓に従う陪審員としての義務の遂行が妨げられ、または実質的に損なわれるであろうことが認められない限り、死刑に関する彼の見解を根拠に陪審員候補者は理由付きで忌避されえない一般的命題を確立している”としつつ、“陪審員は公平に事実を判断し、説示に従って良心的に法を適用するであろうことを訴追側は主張できる”と結論したのである。このような判例法の結果、死刑に反対のため法を適用したり事実を検討することのできない陪審員候補者と、死刑には反対であるにもかかわらず公判で提出された証拠に法を良心的に適用する陪審員とを区別するという困難な仕事が公判裁判所に委ねられている。

「それ故、われわれはこの機会にウィザースプーン判決の判断を明確にし、死刑に関する見解を根拠に陪審員候補者が理由付きで排除されるとき適切な判断基準として先に引用したアダムズ判決からの基準を再確認しておく。その基準というのは、陪審員の見解が“説示および宣誓に従って行動する陪審員としての義務が妨げられ、または実質的に損なわれるであろうことが認められる”かである。ウィザースプーン判決の“自動的”決定の言及部分を不要とすることに加えて、この基準は陪審の偏見が“疑う余地なく明白に (unmistakably clear)”立証されたことまで要求するものではないことを指摘しておく。」(Id. at 424-425.)

この基準に照らすと、第11巡回区控訴裁判所の判断は少なくとも部分的に誤っていることは明らかである。すなわち、同裁判所は陪審員候補者コルビーに関する質問および彼女の回答が死刑判決に対し“自動的に”反対することを示しているかどうかだけに焦点を合わせているからである。他方、公判裁判官によるコルビーの

偏見の認定は適切な基準の下になされており、そのことは記録によって十分に裏付けられている。(Id. at 426.)

4 このような状況下に本判決は、死刑反対者であるため量刑手続段階で排除されうる陪審員候補者を排除した後で選任された陪審員による有罪認定につき、ウィザースプーン判決などの先例と対比しつつ、その合憲性をはじめて肯定したものである。問題は、反対意見が指摘するように、死刑反対者をすべて排除した陪審はいわゆる混合陪審より有罪傾向にあるとする最近の社会科学研究に照らしてもなお死刑判決を容認する陪審員のみによる有罪認定は憲法の保障する公正な陪審による裁判といえるかにあるだけに、この点につきさらに詰める必要がある。しかし、公平な陪審裁判とは良心的に法を適用して事実を認定する陪審員から構成されておれば足りるとし、“ウィザースプーン型陪審排除”は有罪・量刑の両段階で公正に判断できる単一の陪審員を獲得する訴追側の利益に役立っているとの法廷意見への反論は容易でないようにも思われる。

いずれにせよ、この問題は本判決でひとまず決着したことになるが、関連問題 (a related problem) としてとりわけ重要なのは、有罪認定段階で被告人の有罪が確定すれば自動的に死刑

に賛成することを明示している陪審員候補者の排除いかなである⁸⁾。合衆国最高裁は1992年のモーガン判決において、被告人を有罪と認定すれば必ず死刑を科すかの陪審員候補者全員に対する質問を弁護人が要求したにもかかわらず同旨の説示をすでにしていたことを理由に裁判官が拒否した事案につき、第14修正のデュー・プロセスに違反するとした。有罪認定後は「あらゆる事案において自動的に死刑に賛成する陪審員は、説示が要求している加重事由および軽減事由に関する証拠を検討しない。そのような陪審員はすでに本案 (the merits) に関する意見を形成しているのであるから、加重事由または減輕事由の存否はそのような陪審にとって全く関係がないことになる。それ故、第14修正のデュー・プロセス条項に具体化している公平の要求を根拠に死刑事件の被告人はこのような見解を維持するいかなる陪審員候補者をも理由付きで忌避できる。たとえ1人でもそのような陪審員が選任され死刑が言い渡されたのであれば、州は死刑判決を執行できない」⁹⁾ というのである。

わが国でも裁判員裁判の下で類似の問題が指摘されている折でもあり¹⁰⁾、稿を改め¹¹⁾、本判決の上記問題点を含め裁判員裁判での死刑反対者等の理由付き忌避について考えてみたい。

注

- 1) 小早川義則『デュー・プロセスと合衆国最高裁 I — 残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』(成文堂、2006年) 246-277頁、312-319頁。アメリカでの陪審と死刑に関する包括的研究として、岩田太『陪審と死刑』(信山社、2009年)がある。
- 2) 小早川・前掲注1) 257-276頁。
- 3) 岩田・前掲注1) 420頁以下によると、10対2で足りるとするアラバマ州など2,3の州を除き、死刑を言い渡すには12人の陪審員による全員一致評決 (unanimous) が必要とされている。
- 4) 小早川・前掲注1) 244-245頁。
- 5) Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 50 (1968) .
- 6) Adams v. Texas, 448 U.S. 38 (1980) .
- 7) Wainwright v. Witt, 469 U.S. 413 (1985) .
- 8) Randolph N. Jonakait, The American Jury System 137 (Yale University Press 2003) .
- 9) Morgan v. Illinois, 504 U.S. 719, at 729 (1992) .
- 10) 朝日新聞2010年2月23日(大阪本社版)「裁判員法廷『死刑反対』認識問う」。なお、小早川義則『毒樹の果実論』(成文堂、2010年) 566-567頁参照。
- 11) 小早川義則「裁判員裁判と死刑判決(一)」本誌本号参照。

2010年2月27日稿

